

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る
環境影響評価準備書についての公述意見書

令和6年3月22日

大阪府環境農林水産部
環境管理室環境保全課

1. 公聴会の概要

- (1) 開催日時 令和6年3月3日(日) 14時から15時50分まで
- (2) 開催場所 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市コミュニティセンター 大集会室
- (3) 事業者の名称及び代表者の氏名 大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄
- (4) 対象事業の名称 大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業
- (5) 意見を聴いた事項 準備書についての環境の保全の見地からの意見
- (6) 公述人の人数 9名
- (7) 議長 大阪府環境農林水産部環境管理室長

2. 公述人によって述べられた意見

公述人1

皆さん、公述人1番のAといいます。岸和田市の市議会議員をしております。今日は機会を頂きましたので、意見を述べさせていただきます。

まず、産業廃棄物の炉です。これは私も身近に感じておりまして、ほかにもこういう問題があります。産廃の焼却炉は、市街地にはノーだと思っただけですけども、やむを得ず作る場合は、とにかく周辺に害がないように。害というのは、排出される排ガスからいろんな成分が出ます。煙突を高くすればするほど広く拡散してくれます。

まず、今日はこの煙突の高さと環境への影響ということで話します。皆さん、よくご存じの方がおられますけれども、煙突から出る排ガスのスピードよりも、0.67倍以上風速が強くなると、この煙突の下流側に渦ができます。この渦によって、このガスが下に下がってくるという現象になります。こういうフラットな、これをダウンウォッシュ現象、煙突後流といいます。それから、煙突の手前に山とか建物があると、この平地から吹いてきた風が上に上昇します。そして、この煙突の後ろでまた引き込まれて下に下がると。

こういう地形後流、すなわち地形があると、例えば山があつたりビルがあつたりするとこういう流れになって、ここにガスがたくさん下りてくると。これをダウンドラフトといいます。こういうものを計算するのは従来、こういう大気拡散式とかこういうものがあるんですけども、私は現役の頃、スーパーコンピューターでこういう流れの解析をやっていました。ですから、非常に環境アセスメントというのは関心がありまして、今は現役を退いているんですけども、こういうことを当時のスーパーコンピューターでどンドンやっていました。このような現象って、地形後流というのは、動脈瘤というのが、血管の壁に何か異物ができると、その後ろにどンドンたまってきて、だんだんここの血管の流れが早くなって膨れてくるというような現象。流体力学でこれもやったんですけど、こういう現象です。

次に、じゃあ煙突の高さと排ガスの拡散、高ければ高いほど遠くへ行く、薄くなると。これは皆さん誰でも分かることなんですけど、じゃあどれぐらいかという、現在この近くにある高いのは岸和田貝塚クリーンセンターとあって、100メートルの煙突があります。それから、大阪の舞洲工場で、これは120メートルです。東京の有明清掃工場で140メートル。それから、一番日本で高いと言わ

れているのが、東京のこの 210 メートル。ただ、これらは産業廃棄物を燃やしていません。一般家庭ごみです。でも、市街地ですから特に高いんです。高ければ高いほど、これは例えば 50 メートルですと、80 メートル、150 メートルと、やはり高ければ下の方に下がってきません。ずっと遠くに流れていきます。住宅の近くに産廃焼却炉を設置している自治体は、全国私の調べた限りではほとんどありません。私も経験があるんですけども、この和泉エネルギープラザにも見学に行きました。それから、そこが運営している三重県の方にも見学に行きました。非常にきつい臭いがします。嫌な臭いがします。だから、やはりこれは、この煙突の高さの影響でもあります。元々なければそれに越したことはありませんが、このような、煙突が高ければ高いほど遠くの方まで行って希釈されると。

じゃあ、どの程度薄くなるかという、次のグラフですけれども、この資料は私が計算したものではなくて、東京の八王子市で一般家庭ごみのためのセンターを造る時に、じゃあどれぐらいの高さにしようかということで、拡散式で計算したものです。平坦な土地に煙突が建っている場合、ここから排出されるものがどの辺に着地して、その ppm、これは 100 万分の 1 の単位ですけれども、そういう、どれぐらいになるかというのを計算したグラフです。これは、100 メートルと 59 メートルというのはこれぐらい違うんです。かなり違います。高さは 1.7 倍ぐらいしか違わないんですけど、かなり差があります。これをここのグラフに書き直しますと、この赤が 59 メートルのやつ。それから、このブルーが 100 メートルの煙突。だいぶ濃度が下がっています。現在、エネルギープラザにあるのが、29 メートルと聞いているんですけども、その 29 メートル、私は計算したことがないんですけども、このグラフと同じ計算の方法でやると、かなり高くなるんです。これが 29 メートルですね。今度 50 メートルぐらいにするということで、この途中になるんですけども、私は可能な限り、とにかく人間の体、人体に影響がない、とにかくない方がいいんですけども、あったとしても極力少なくすると。

それは、あそこの地形から考えると、ちょうどエネルギープラザの西側に小高い丘があって、その上に木も立っているんですけど、そうすると、先ほど言ったダウンドラフトという現象が起こっているはずなんです。そうすると、山の高さを測定していませんけれども、聞くところによると 120 メートル、140 メートルぐらいありそうなんです。そうすると、100 メートルではちょっと無理じゃないかと。やっぱり最低 150 メートルないと、エネルギープラザの周辺に濃度の高いのが降ってくる。だから、私が数年前に行った時に臭ったのは多分、それだと思っんです。ものすごく臭かったです。それは伊賀の、三重県の方も同じ匂いでした。だから、煙突が全く低いと感じています。だから今度、事業者の方がこういう計算をやって、ちゃんとコンピューターで計算するなり、とにかく可視化して、普通の一般の人が理解できるように説明してほしいと。すなわち、絵を作ってくださいと。先ほどのコンピューターで計算すると、流れが可視化するんです。前、コロナで飛沫がどのように飛ぶかというのをよくテレビでやっていましたでしょ。ああいうのは全部スーパーコンピューターで計算するんです。数学モデルを使ってやるんですけど。やっぱりそういうことをやって、一般国民、市民にも分かるようなデータを出してくださいと。事業者の場合、理屈こねているんなこと言うんですけど、そうじゃなくて、見せてくださいということなんです。

最後、私が伝えたいことは、とにかくダウンドラフト、ダウンウォッシュ現象による排ガスの地上への影響を、極力少なくしてくださいと。すなわち、煙突の高さを周囲の山などの最高よりもず

っと高くしてくださいと。ただ、あまり高くすると、500メートルぐらいにすると今度、飛行機が飛びますから、いろんな制限がありますから、とにかくその制限内で高くしてくださいと。事業者は、高くするとお金がかかりますって、煙突の下の面積がものすごくたくさん要ります。私はエネルギープラザを見学しましたが、あそこでは150メートルの煙突というと、一番下が20平方メートル、もっとになるかも分からないから、焼却炉は造れないと思います。そんな場所だと環境が悪いです。それで、ここでは現在の焼却炉の煙突高さ20メートルです。これを、今度は50メートルにすると書いています。100メートル、150メートル、この4ケースを計算で、エネルギープラザ周辺の地形を考慮して、すなわち山の高さ、雑木林の高さなんかを考慮して、排ガスの流れの解析をコンピューターシミュレーションしてくださいと。そして、実施したのであれば、その解析結果を図示してください。そういうことを要求したいと思います。もし解析を行っていないのであれば早急に実施して、周辺の和泉市民、岸和田市民、周辺の自治体の市民に公表してくださいということです。

焼却炉の中の温度が低下した場合、ガスが出ます。そのまま放出しないでくださいと。これは再燃焼させてくださいと。そういう装置が付いていますかということです。これは、私が3年前、岸和田にある会社が、スクラップ、産廃を燃やして、大変きつい臭いがしたんです。原因は、排ガス温度が低下して非常に危険な臭いがしたんです。これはもう私が直接行って、その会社の社長と直談判して、煙突を24メートルから50メートルにしてもらいました。だいぶ改善したけれども、まだ少し残っています。この臭いは、乳幼児、子供たちに一番悪いんです。だから、未来の子供たちのために、こういうものを地域に造らない。とにかく、人里離れたところに造る。日本は狭いですがけれども、とにかく環境に十二分に配慮して、できれば造らない。

ごみをリサイクルするようなものをしていかないと、燃焼して地球に出すと温暖化の原因になりますから。健康にいいこと一つありませんから。この辺は十分やって、事業者の方に要求をして、お願いをして、本日の公述を終わります。ありがとうございました。

公述人2

兵庫県立大学名誉教授のBでございます。気象学と大気環境学が専門でありまして、私、岸和田市に住んでおりますので、この問題について意見を述べたいということでもあります。

私が述べる意見はこの3点であります。風向が、東と南のこのダウンウォッシュ時に、事業者の西側の丘の頂上における煙の高度と、その風下の濃度の検討が必要だというのが第1点で、それで、煙突高さを50メートルから100メートルにしていきたいと。安全側でやるべきだと提案したいと思います。

それから、2番目は年平均の最高濃度地点は、1方向南側にずれる。これは指摘事項であります。

3番目が、排ガスの有害物質濃度、事後調査の期間は5年の制限を付けないと。この3点についてお話ししたいと思います。

この3点について詳しく書いた資料は、既に大阪府のアセス担当のところに、事業者の見解に対する意見というのと、その付属資料をお送りしておりますので、それを正式資料として扱っていただきたいということでもあります。

今日は、その中の概要について、簡単に分かるように、このパワーポイントを使ってお話ししたいと思います。この準備書で使われているのはプルームモデルと言われておりますけれども、これは

平坦地で煙がこういうふうには拡散するというモデルでありまして、大阪府の総量規制なんかにもこのモデルが使われていたと。平野での拡散としてはいいモデルだと思います。

一方、山地形であります、こういうところになりますと、煙の流れは平野とは変わります、これは二次元の山でありますけれども、山の数倍高いところでは水平方向に風は流れるわけですが、山肌に近いところになりますと、低いところではこういうふうには山の斜面に沿って流れるというのが基本であります。それと、山の風下側にこういう渦ができると。剥離渦とかウエイクとか呼ばれておりますけれども、こういうものができて、排ガスがこの中に巻き込まれるという現象が起きます。

それで、実際にこの新しい煙突の予定地、ここなんですけれども、この西側にこういう丘があるわけでありまして。丘の一番高いところが標高 170 メートル。その上に 10 メートルの樹林が生えております。この事業所の敷地は標高 140 メートルであります。それで、今、南東の風を想定しているわけですが、そういうふうになりますと、煙が丘の上を流れるわけですが、煙突の高さ 50 メートルでダウンウォッシュが起きた時に、煙は平地であれば、水平に地上から 50 メートルを流れるわけですが、丘がありますので、この丘の上で見ると、水平に取った距離と、その丘の樹林の上までの距離は 10 メートルしかありません。

ですので、ちょっと地上に流れるのとは状況が違ってきます。こういう風下に、傾斜が変わるところで渦ができます。これに煙が巻き込まれるということが起こるわけでありまして。ですので、こういうのをダウンドラフトと呼んでいるわけでありまして。

これが今言ったことの説明ですけれども、平坦地での拡散モデルです。現在 50 メートルでこういうふうには流しているわけですが、ここを丘に沿って流れますので、丘の上からの煙までの距離、これをちゃんと求めるということが必要だと。正確には、こういう地形とかに、その前にある建物なんかをモデルに入れて、数値計算で流れ場とか乱流を求めるというふうにはやっていただきたいということでありまして。そういうことをやる必要があるということでありまして。

単純に平坦であると考えて、この煙突の高さを 10 メートルにした場合と 60 メートルにした場合で濃度を計算したわけでありまして。それがこれなんですけれども、10 メートルの濃度がこれであり、こっちが風下距離で、縦軸は濃度ですけれども、60 メートルの濃度がこれになります。それで結局、最大着地濃度は、10 メートルから 60 メートルに変えると 40 分の 1 になるということが、この結論であります。

それから、2 番目の問題ですけれども、年平均濃度が 1 方向北にずれているということでありまして、地表の気象観測点がここにありまして、地上から 10 メートルから測っているわけです。西からの風が吹いている時に、ここは色々データを検討してみると、西南西の風になっている、1 方向ずれているということでありまして。これは大きな地形の影響だということを説明資料の中に書いております。いわゆる後流、ウエイクではなくて、こういう大きな地形の影響だということでありまして。ここに書いておりますけれども、上をこういうふうには風が流れている場合、谷の中ではこういうふうには風向がずれて流れている。ここは谷になっておりますので、それで風向がずれていると考えております。それは、ここで高層気象を観測しておりますので、そのデータを使えば、地上 10 メートルと 50 メートルの風向差は明らかに出来ますので、そういう解析をやって検討していただきたいということでありまして。

これが、現在出している年平均の濃度分布で、ここが最高濃度になっているわけですが、ここに1風向のずれがありますので、結局これが南に1風向ずれると。時計回りに1風向ずれると。そういうことを考察なんかに入れていただきたいということでもあります。

それで、事後調査でありますけれども、現在の事業者の回答の中に、5年間、大気汚染の測定をすると書いてあるんですけれども、これは有害大気汚染物質が排出される施設なので、5年間で測定をやめるのではなくて、継続的に大気汚染物質濃度の確認を求めるということでもあります。ダイオキシンについては、法律で毎年1回以上の測定が義務付けられております。他の有害物質についても5年でやめる理由はなくて、継続的に測定を求めるということでもあります。その法律は、このダイオキシン類対策特別措置法第28条にちゃんと書かれています。ご確認ください。

まとめであります。これは、先ほど言ったことと同じでありますけれども、風向が東と西の強風時に事業所の西側の丘の気象上における煙の濃度と、その風下の濃度の検討が、数値計算モデルを使ってやる必要があるということでもあります。どういうモデルを使うべきであるかは私の資料に書いておりますので、そういうのを事業者に渡していただいて、見ていただければよろしいかと思えます。大阪府の専門委員会も見ていただいたらよろしいかと思えます。

その結果として、先ほどの計算結果から推定すると、煙突高さを50メートルから100メートルにさせていただきたいと。安全側にさせていただきたいというのが要望であります。

それから、最高濃度地点は1方向南側にずれるということでもありますので、これは考察として書いていただいたらいいと思えます。わざわざまた計算をやり直すとか、観測をやり直すというのは労力が大変ですし、1方向ずれるということ考察に書いていただくということでもいいんじゃないかと思っています。

それから、3番目は、排ガスの有害物質事後調査について、5年間の限定を付けない。ダイオキシンについては法律違反だということでもあります。

以上3点でございます。

公述人3

大阪市から来たCといいます。私も主に大気汚染などの環境問題に取り組んでいるもので、「大阪から公害をなくす会」で活動しております。

今回の環境アセス準備書に対する意見書を出していますけれども、それ以後の検討でさらにちょっと疑問が出ましたので、今回の公聴会に応じました。

私の基本的な考え方というのは、まずは、廃棄物は産廃も一廃もできるだけ減少させる。その上で、廃棄物は分けけて、リユースできるものはできるだけして、その後で残るものはリサイクルする。最後の最後は、やっぱりどうしても焼却とかガス化改質炉の処理とか埋立てというので残ると思いますが、この焼却について、今回は話させていただきます。

まず、第1点目は、この新しい設備で疑問なんですけれども、方法書の段階をちょっと見逃したので、今回こういう準備書の段階で話をさせていただきますが、全くこれは後ろ向きの逆方向の設備じゃないかなと思っています。今回ここに書きましたように、今の設備はガス化改質炉という設備ですが、ここは新しい焼却炉になります。あと、もう一つは、ここに、ちょっと小さくて申し訳ないですけど、「廃石綿等」と書いてあるんですけど、これも非常に大きな問題だと思って話させて

いただきます。

これは環境省のホームページから、ガス化溶融炉とかガス化改質炉の、今の日本全体の流れを示したものですけれども、焼却炉というのは 2007 年からずっと今もですけど、下がってきています。今は減らして、こちらの方は、軸は右と左でちょっとレベルが違いますけど、ガス化溶融炉はずっと増えてきています。特に今、施設が造られた 2005 年頃から急に増えていますが、現在のガス化改質炉、サーモセレクト方式というものを付けて、19 年たつたと書いてあります。ここでガス化溶融炉とか改質炉というのは、環境省のホームページに書いてありますけれども、この特徴は本当に優秀なんです。一番大きいのは、やはりダイオキシンの発生量を極端に抑えられる。

それから、2つ目は処理した後、廃棄物を減容化して、しかも、そういう溶融固化物を、スラグを回収して、リユース、リサイクルできるということです。ここには書いてないんですけども、さらにアスベストも処理できる、今回アスベスト処理と書いてありますけれども、その設備があるというところじゃないかと思えます。

後でも読みますけれども、アスベスト含有建築建材というのは、今後ますます廃棄物として出てきますし、特に、地震のような災害時には、一度に大量に排出しますので、この処理装置はとても大事です。こういう設備をなくすということはとても理解できないということです。

ちなみにこれは、ちょっと字が小さくて申し訳ないんですが、他社の『J F E 技報』という文献にも、技術的な特徴として書かれております。私はこういう分野は素人なのでよく分からないので、ここの専門的な資料を使っていますけれども、ダイオキシンを発生させるのは 1,200 度で 2 秒、これも極端に抑えられるし、廃棄物は再資源化できるし、ガスは発生してもよりクリーンで、しかも経済的と書いてあります。

そして、先ほど話しましたアスベストについてですけども、アスベストというのは、特別管理産業廃棄物と石綿含有廃棄物の 2 つに分かれています。圧倒的に使われているのは、この石綿含有廃棄物なんですけど、世の中では、この石綿含有廃棄物というのは、ほかの産廃と混載して運ばれて持ち込まれるわけです。この廃石綿というのは、廃掃法で厳密に言えば、これはもう絶対に区別して扱われているわけですけども、このレベル 3 という 90%使われている世の中にある建材は、もう混載されて扱われていますので、ここが非常に問題だと。これをしっかりと処理できるのが大事だということを強調したいなど。

これは、大栄環境さんが大阪府から許可書をもっているわけですけど、石綿含有産業廃棄物というのを処理すると書いてあります。これは多分、厳密に飛散がない石綿含有廃棄物を意味していると思いますけれども、廃石綿も含めるか、このあたりはよく分かりませんが、そういうふうになっています。

これは、大栄環境さんのホームページを見たわけですけども、昨年度の 2022 年度の特管石綿と書いてありますが、それだけで年間 74 トンも扱っています。処理しているわけです。しかも、毎月見ると少しずつばらけているんです。これは月で書かれていますけど、ばらついています。そこが問題だと思うんですけど。この中に、当然ですが多分、レベル 3 って言われていた先ほどの石綿含有廃棄物、天井とか床材とか角材とか縁材とか外装材など、建物を解体する時に出てくるものが入っていると思うんです。ちょっとここでは言うておりません。

今回、この準備書になぜ納得できないかってことなんですけれども、準備書には、高度な技術を

要する今の施設です、維持管理等にメーカーの技術的な支援を得られないというんですけれども、実績のある他のメーカーを使われたら別にいいわけなんです。ということの一つ指摘しておきたいなと思ふわけです。この辺の説明がちょっと、もし詳しくあればぜひ欲しいところです。

アスベストですけど、先ほど言いましたように、2月9日の回答書には、きちっと区分しますと、展開検査、多分これ分解するんでしょうけど、中身を見ると思うんですけど、処理と分解っていうんですけど、本当にできるんでしょうかと。今現在、ずっと今はこの石綿等を含んだ廃棄物を持ち込んで処理されているのに、取り壊したらこれからどうなるんでしょうねということ。ということで、やはり現在の設備のガス化改質炉を改良したものでなぜしないのかということ指摘したいんです。

これは、建設廃棄物適正処理の手引という、環境省の2021年度書類から見たものですが、政府が調査したところ、この産業廃棄物の不当投棄が後を絶たずと書いてあります。その解決が非常に難しいと。こういう状況下で、この管理型廃棄物と一般廃棄物を偽装の可能性というのは非常にありますし、どのようにこれからやられるかというのは非常に疑問だということ指摘せざるを得ません。

これは準備書にある、現行の施設の概要と、右側が新規だと準備書に書いてあるんですけど、この辺の記載の表を見て、本当にびっくりしたところです。大気汚染を改善させる立場から言うと、明らかに逆行しているというのが、処理量が95トンから、今回220トンに上がります。先ほど言ったように、設備をガス化改質炉からストーカ燃焼方式ですけど、温度は1,200度から850度に下げています。そうすると、処理量が多いし温度が低いので、このガス量は約6倍に増えると書いてあります。しかも、ダイオキシンの濃度は10倍の濃度ですから、絶対量でいくと60倍増えるわけです。そういったものでいいのかどうか。これはダイオキシンだけじゃなくて、ほかの塩化窒素にしても、ほかのガスにしても、同じように絶対量が増えていくということです。

また、皆さんご存じの水銀ですけど、水銀も、これは環境省の平成26年、ちょっと古いですけど、やっぱり検査は不十分ですと。入ってくる廃棄物にばらつきがあるので、時々高濃度のものが入るよ。スポット的な高濃度があるから、きちっと測定検査をするべきだと書いてあります。

大気汚染のガスについて、これは二酸化窒素についての基準ですけど、現在の日本の基準は非常に甘いので、既にWHO、世界保健機関は、約4分の1の濃度に現在の基準を下げろと書いていますから、その基準で大栄環境は、やっぱり上場した企業として、そういう世界的なレベルでやっていただきたいと思ふます。

それと、今回は浮遊粒子状物質について評価されていますけど、それも半分以下に。それから微小粒子状物質、PM2.5については記載がないです。これは環境省の方針に沿っているんですけど、WHOはさらにその半分以下にせよと言われますので、今の政府の基準と、さらに世界機関のレベルで評価してほしいと、やり直すべきではないかと思ふます。

3番目は温室効果ガス、地球温暖化の問題ですけど、これは脱炭素社会に寄与するカーボンニュートラルを達成するとありますけど、この方法は具体的なものになっていません。CCUと書いてありますが、とても実用化できるものではないです。ということであれば、処理能力は現状の95トン以下に抑えられるんじゃないかということ言いたいと思ふます。

あと、現在問題となっている有機フッ素化合物ですけど、排水等の基準値が一切記載ないので、

岡山県のデータを見ても分かりますように、廃棄物からの染み出しというのも多いです。きちっとこの辺の受入れ、それから、廃棄のことをやり直すべきだと思います。

以上です。ありがとうございました。

公述人 4

忠岡町から参りました、Dと申します。よろしく申し上げます。

今日、お聞きしたいのですが、傍聴人は何人いらっしゃいますか。21名ですね。なぜそういうことを聞いたのかといいますと、昨年12月に住民説明会が開かれました。私は2回とも参加いたしましたけれども、1回目の参加人は12人。そして、2回目は6人。18名でした。その中で、忠岡町の方が4人という人数でありました。和泉市の人口は18万人、岸和田市は19万人という住民が住んでおられます。その中で、わずか18人の傍聴者ということは、これはあまりにも少な過ぎるんじゃないですかと。説明書には、説明会を実施し、住民等の皆さまにと、「皆さま」と書いてあるんです。「皆さまにお知らせします」と書いてあります。皆さまではないですね。わずか18人です。今日のこの会には21名と。席が空いています。このような状態で説明会を終了するのですかという問題です。参加者からは、これで終わりですかという質問がありました。少ないながら、参加者からは、時間いっぱい質問、意見がありました。環境悪化や健康被害、大型トラックの公害等に心配していますと。これだけの意見があったのですが、もっとたくさんの方に意見を聞いたら、もっと意見が出るんじゃないかと思いました。このままでずっと事業が進みますと、住民の大半がこの事業を知らないまま進んでいきます。再度、説明会を開いてくださいという意見書を出しましたが、順序に従ってやっておりますという回答だけで、やはりこれは、住民の皆さんに知らせようという努力が足りないんじゃないですかと思います。

和泉の現施設、1日95トンから2.3倍の、1日220トンの産業廃棄物焼却施設の計画であります。実は、私は忠岡町に住んでおりますが、隣の忠岡町で、現在、一般廃棄物1日20トンを焼却しておりますが、これを廃止して、10倍の、1日220トン規模の産業廃棄物施設を進めようという計画が進んでいます。和泉の住民説明会では、忠岡町の件はどうなっているんですかという質問がありました。全く回答はありません。私は意見書に忠岡町の件を書きましたが、これも回答はなしです。

現在、忠岡町の巨大産業廃棄物焼却施設の事業計画が、泉州地域で大問題になっております。この忠岡町だけの問題ではなくなっております。排ガスは泉州地域に飛んでいきます。岸和田市、和泉市、泉大津市、高石市、貝塚市などの泉州地域に大きな影響が出ます。今までは忠岡町だけの問題だと思っておりましたが、昨年12月に和泉市の住民説明会という計画を知りまして、私は参加して、忠岡町だけの問題ではないねと思っております。そして、よく説明を聞きますと、和泉市の方の計画が先に進んでおりました。焼却炉の規模は220トンと全く同じで、炉形式もストーカ方式と同じです。名称も「和泉エネルギープラザ」、忠岡町は「エネルギーセンター」という名前です。名前からして産廃隠しをしているんじゃないかと思います。

和泉の事業は令和4年7月に方法書を実施し、大阪府知事意見を受理したと。そして、忠岡町はその1カ月後の、令和4年8月に公民連携方式、公共・民間の連携によって産業廃棄物を焼却するという計画を突然発表しました。そして、翌月9月には事業者選定の予算を議会で議決し、令和4

年 12 月に事業者を選定し、大栄環境に決定しました。わずか3カ月のスピードで決定したんです。私たち忠岡町住民はびっくりいたしまして、なぜそんなに急ぐのかというようなことでありましたけれども、この和泉市のエネルギープラザの計画を知り、私の心にすんと落ちました。そうだったんだと。

和泉市と忠岡の事業者は大栄環境になったのです。これは偶然の結果なんでしょうか。私は、大栄環境は当初から、和泉市と忠岡町をセットで考えていたのではないかと思っております。泉州地域に全国から産業廃棄物が毎日 400 トン集まり、それを焼却して大量の残りかす、残渣がありますが、これをどこに埋めるんでしょうか。今、埋める場所を皆、全国では困っておるようです。そして、この説明書きによる「国基準を守る」と書いておりますが、この国基準というのは、安全基準なのでしょうか。

そして、忠岡町長は広域化でごみ処理すると選挙公約して当選しましたが、公約違反してまで産廃施設に突き進んでいます。私たちは、マスコミに対し記者会見をして訴えました。そして、忠岡町に対して計画を立ち止まり、住民と話し合うよう署名活動を行い、1万筆の署名が集まりました。ちなみに、忠岡町は4,500筆、岸和田市は1,400筆、和泉市は600筆。そして、それを忠岡町に、町議会に提出しました。

整理したいと思います。1番、事業者は和泉市、忠岡町とも大栄環境です。2番、焼却炉の規模、和泉市、忠岡町とも1日220トン、1基。3番、焼却炉形式、和泉市、忠岡町ともストーカ方式。

以上のとおり、3点とも同じです。全く一緒なんです。このことは、事業者大栄環境にとって誠に都合がいいのです。

施設費用のコストダウンができると。設計図などは使うことができるし、同じ建設会社に頼むことができる。施設建設時期を調節できるわけです。和泉市を先にやって忠岡町をその後でやるということが出来るわけです。施設点検時や補修時に、互いに補完できるんです。このことは、大栄環境がもうかるのです。しかし、近隣住民に対し説明が不足です。住民は心配しています。住民不在で事業を進めてはいけません。泉州は産廃の町と言われます。

以上のことから、私は産廃事業に反対いたします。ありがとうございました。

公述人5

私は和泉市光明台にずっと住み続けている者で、Eといます。75歳になりますが、15年前に退職して、今は無職です。今度、新設が予定されている産廃炉は、和泉市のテクノステージの大栄環境の敷地に造られます。テクノステージは、東西に伸びる国道170号線のすぐ北側にあって、和泉市と岸和田市の境界の、和泉市側にある南北2キロ、東西0.5キロの細長い長方形の台地にあります。大栄環境の本店でもある和泉エネルギープラザは、そのテクノステージの南端に位置しています。

1点目は焼却炉についてです。新設の産廃炉の処理能力を現行炉の2.3倍化することについて、大栄環境は新たに設置する焼却炉の処理能力を、毎日95トンから毎日220トンに増加させる計画です。この95トンですが、220トンから見ると小型炉のように見えますが、産廃炉のメーカーの業界では中型炉の範囲に入ります。だから、220トンの新設炉は超大型ということになります。

220トンという95トンの差は125トンですが、毎日これだけの量の産廃ごみが、和泉市の外から新たに持ち込まれることになります。和泉市の環境を守る観点から、今回の超大型炉には反対です。

2つ目、焼却炉の性能が変わることについて、現行炉はガス化改質炉といい、新炉はただのストーカ炉といいます。処理方法が違ってきます。素人判断ですが、ストーカ炉に変えることは、技術的には後退ではないかという印象を持ちます。この現在のガス化改質炉ですが、ガス化溶融炉の中の一つだそうです。この溶融炉の利点は、1,200度以上の高温で廃棄物を燃焼させるので、ダイオキシンの発生量をストーカ炉の10分の1に抑えることができます。また、これまで埋立処理されていたプラスチック類のごみ処理もでき、埋立て不要になるので、最終処分場を延命できると言われていました。しかし、欠点の部分もあるそうで、この炉の評価はまだ定まっていないとウィキペディアにありました。大栄環境がこういう改質炉を採用して19年になることは評価できます。技術は日進月歩ですので、今よりもっと次元の高い炉に置き換えてほしいと思います。

次に、炉から出る排ガス量についてですが、新炉の出す排ガス量は、現行炉のそれより湿り分が6.2倍化し、乾燥分が5.9倍化するとあります。合わせて約6倍です。その排ガスの濃度は、ばいじんが今の4分の1に、窒素酸化物が3分の1に、硫黄酸化物が2分の1に減る一方、塩化水素と水銀は変わらないとなっています。ダイオキシンは10倍になるそうです。排ガス量が6倍になるので、今述べた汚染物質は総じて増加することになります。1点目の意見としては、処理容量を、現行の毎日95トンぐらいにして、技術の高いものに置き換えてほしいということです。

2点目は、松尾山農道に沿って点在する埋立最終処分地群のことです。松尾山農道というのはどこにあるかといえば、春木岸和田線、これは泉北高速、公明池駅前と阪和自動車道、和泉岸和田インターを結ぶ道路ですが、この途中にある納花トンネルの上から、170号線の大野町北交差点までの南北方向に3キロある農道です。この農道は、テクノステージから見ると東側に2キロ行ったところにあり、テクノステージとほぼ平行に走っています。今では、この農道の両側に大栄環境が経営する3つの産廃最終処分場が点在する特異な道になっています。それらは、北の方から納花埋立処分場、次に、平井最終処分場、さらに松尾寺残土処分場ですが、納花埋立処分場は1980年に営業を開始し、88年に終了しました。その後、土をかぶせ、2001年にリサイクル環境公園として生まれ変わり、現在に至っています。今はテクノステージで出る最終埋立てごみは、専ら平井最終処分場に持っていき、そこで埋立てされています。平井最終処分場は2003年に開業し、338万立方メートルのものすごい大きな埋立て場です。現在使われております現場は、リサイクル公園から500メートルぐらい南に行ったところにあります。

ここもいよいよ満杯になってきており、次の埋立処分地が必要になってきています。大栄環境は、またこの松尾山農道辺りに新しいものを造るのでしょうか。最終処分場は環境の汚染源になります。また、何が埋まっているか分からない代物です。産廃業者は、安全が保たれていると述べますが、それが本当かどうかは分かりません。また、処分場を造る時、設計は完璧でも、施工時に設計どおりでないこともあります。今はさらに、地震に始まり、大雨洪水も起こります。今の気候変動の危機の下、想定外の事態を考えることは、危機管理の上で当然です。同じ松尾山農道に面して4つ目の最終処分場を造ることは駄目だと思います。

3点目は、近郊農業への悪影響についてです。毎日220トンもの産廃ゴミ処理施設を、和泉市山手の西の端のテクノステージに造る予定ですが、そこは岸和田市側からいうと、同じ山手の東の端に当たります。テクノステージは、周りよりちょっと高い台地になっています。和泉市側も岸和田市側も農業地帯です。そして、人が住む集落として見ると、和泉市側の谷部分より、岸和田市側の平

野部の方が多くの方が住み、農地もたくさんあります。テクノステージの両側には、すぐ下には、和泉市側に松尾寺川が、岸和田市側には牛滝川が大阪湾に流れています。そして、ため池が点在しています。両市にあるテクノステージ周辺の農地は、水田、桃やみかんの果樹園、そして、タマネギ畑などの、都市近郊農業が盛んです。これらの農業地帯は、新設炉が稼働すると、今よりもっと大きい悪影響を被ることになります。これらの町や集落には、四六時中寝ている間も産廃で汚された空気が流れ込み、降る雨も地表から流れるとともに、地下水となって、両側の谷や平野に流れ込みます。人はもちろんですが、水田、果樹園、畑などが悪影響を受けることは必至です。食べ物の汚染も心配はあります。

最後に当たって、さらに目を広げると、大栄環境と忠岡町が、一般ごみを処理する忠岡町クリーンセンターの、現在稼働中の焼却炉を廃止して、一般ごみと産廃ごみを一緒に処理する、和泉市と同じ、毎日 220 トンの焼却炉の建設計画を進めています。これが実現するようなことになれば、和泉市は、山側と大阪湾側から流れてくる汚染された空気のサンドイッチ状態になります。これは駄目だと思います。私は、泉州地方の支援と環境を守るように、大阪府と和泉市、忠岡町に要望します。そして、認可の議論の前に、住民説明会をもっと開いて説明してほしいと思います。よろしくお願ひします。

これで主張を終わります。

公述人 6

6 番、和泉市民の F と申します。公述を 5 点にわたって述べます。

1 つ目は、焼却炉の処理能力を、1 日 95 トンから 1 日 220 トンに増やす理由に疑問があります。

自然災害等による災害廃棄物処理能力の強靱化が目的と、事業計画だと準備書にはありますが、災害というものはどこで発生するか分からないもの。それを想定し、この和泉市に特定して処理施設の拡大を計画することは本末転倒の発想で、また、災害廃棄物の処理は、発生場所に一番近いところで行うのが原則であり、遠方まで輸送して処理することは環境悪化がさらに広がり、こうした処理は極力避けるべきであります。そもそも、災害を未然に防ぐ対策こそ、大阪府行政の行うべきことであり、大阪府が近い将来、大量廃棄物の処理を想定してのこの計画の承認であれば、なおさら事業計画の準備書にある強靱化、つまり、事業拡大の目的として、環境への負荷をさらに拡大するものということで、認めるわけにはいきません。また、廃棄物を処理した際に発生する熱エネルギーを利用し、発電した電気を社会に供給する事業を行うこと、社会的責務を果たしたいと、もう一つの事業目的が準備書にあります。政府の定める循環型社会形成推進基本法では、廃棄物リサイクル対策の優先順位を「1 リデュース」「2 リユース」「3 マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル」「4 サーマルリサイクル」いわゆる熱回収と定めています。サーマルリサイクルは、あくまでもリデュースやリユースができなかった場合の廃棄物活用法という位置付けで、海外では、このサーマルリサイクルといわれる、いわゆる熱回収は、リサイクルとして認めていません。つまり、熱エネルギーを発生することを大きな目的として準備書に書かれていることは、これも本末転倒の発想であります。廃棄物処理の方法については、世界的に廃棄物の大部分を焼却している国はととも少なく、日本が突出しております。廃棄物処理方法は悩ましい問題ではあっても、焼却を前提として熱エネルギーの産出を利点の第一に掲げるなど、とんでもないことであります。これら 2

点の理由で、この事業計画は、事業の目的として認められるものではなく、反対するものです。

2つ目に、これまでの受入れた地域からの量に比べて、事業拡大することにより、受入れ増加地域と量はどう変わるのかということで、不安があります。1日95トンから220トンの処理能力に拡大することは、増える廃棄物の分を受入れる先について、どこを想定しているのかということでもあります。現在、和泉市内で行われている処理は、和泉市周辺の産廃の処理として十分できているのではないですか。事業計画の目的からすれば、近隣の自然災害の廃棄物処理は現在必要ないと思われそうですし、発生する熱エネルギーを増やすために処理能力を拡大するなど論外であることから、そもそもこの事業拡大の目的が不明であります。これ以上受入れ先を広げて、輸送による環境悪化まで増やすべきではありません。

3つ目に、今回の計画で、焼却温度を下げて炉を運用することは認められません。今回、事業計画の炉はストーカ方式を採用したとありますが、その理由は、現在採用しているガス化改質炉では、非常に高度な技術を要する施設であるにもかかわらず、維持管理に必要なメーカーからの技術的支援が脆弱化しており、将来的に施設操業が困難となるためと理由を挙げています。現在の炉は維持管理が難しいから、現在の方式をやめる。これは、企業としての責任放棄ではないですか。メーカーはガス化改質炉の製造を中止するとは言っておりません。令和4年度では、メーカーは専門者を招いての改良研究の会議を開いております。19年間操業してきた中でメンテナンス、補修点検をメーカーだけに頼っていたことは、企業としての怠慢ではないかと思えます。私が調べた4つの炉の方式を比較した資料では、ガス化改質炉は、施設がコンパクト、ダイオキシン類発生が極めて少ない、補助燃料や大量の水を必要とするが、全ての回収物が有効利用できれば、最終処分場が不要であるとまで書いてあり、一方で、ガスの漏れを防ぐことに高い技術を要するとあります。

準備書で採用しようとしているストーカ炉は、焼却炉から排出する鉄は、資源として価値が低い、アルミも回収できない、システム全体が複雑、灰を溶かすための別途大きなエネルギーが必要。だが、補助燃料が要らなくなっています。要するに、ストーカ炉に必要な大きなエネルギーは、処理量を増やしてできた電気エネルギーで賄うかと思えます。炉変更によるダイオキシン発生を基準値ぎりぎりまで上げ、結果、これまでの10倍にするということは看過できません。この計画はダイオキシン類を多く排出することが分かっている焼却温度に変更することであり、経済効率だけを考えた方針と思わざるを得ません。

4番目に、焼却する種類が変わっている部分について疑問があります。基準ぎりぎりまでダイオキシンを排出することをクリアするために、ダイオキシン類を多く含むものを受入れないことにした、こういう変更ではないですか。また、採用予定の炉の処理方式では不向きという理由として、ストーカ方式の採用ありきの変更が行われています。なぜ、この処理方式では不向きとなるのか、準備書の説明では不十分であります。うまく処理すれば、リサイクルが可能な鉱さいを受入れないことも問題です。高度な技術が必要だからと、これまでできていたことが、経済効率が悪いからと受入れを排除することは、準備書の目的にある「社会インフラの強靱化」とも相反することです。

5番目に、焼却灰をどこに持っていくのかということです。平井町の処分場の次は、どこを最終処分場にするのか。和泉市をごみの山にするつもりなのか。和泉市内にとどまらず、市外から廃棄物を搬入して焼却することは、和泉市内の大気を、強いては、近隣市町村を、大阪府を汚染していく

ことになります。地球環境を悪化させていくことで、ごみ焼却は最小限にとどめるべきです。焼却に当たっては、焼却灰を最小限にすることを最優先に、その意味で、最もふさわしい焼却炉はどういうものかをしっかり検討すべきです。ダイオキシン類の排出が少なく、より多くの再資源化ができ、最終処分場の延命化ができるということで、当企業は当時の最良の方式として、現在のガス化改質炉を採用したのではないですか。10年前に、現在の焼却場を視察させてもらった際、そのことを大栄環境株式会社自身が自慢されていたのを記憶しております。環境悪化が目に見えており、経済効率を優先順位の1位にしたと思われるような、今のこの計画の炉の選定は当然認められません。大阪府は、産業廃棄物の処理については、経済効率ではなく、環境悪化を最小限にすることを第一に炉の選定をするよう指導すべきです。これ以上汚染物質を排出しないで、夢洲・大阪湾沖、神戸沖の埋立ては限界があります。次の最終処分場を和泉市にしないでほしい。企業の経済活動は、地域住民の迷惑になるようなことはすべきではありません。何よりも、地球の延命化こそ最優先課題に、経済活動をすべきであると思います。ということで、この計画に反対いたします。

以上で公述を終わります。

公述人7

公述番号第7番、和泉市の唐国町に住んでおります、Gといたします。大学で化学を専攻し、そして、化学を生業としてきましたので、もう退職をしておりますが、その化学の立場から意見を述べさせていただきます。

ということで、ダイオキシンを中心に。それで、ダイオキシンは皆さんもご存じのように、天然毒物としてはコブラ毒というものがああります。このコブラ毒よりもさらに強烈な数十倍の毒性を持っている。この毒性というのが、LD50という、いわゆる医学的な値ですけれども、そういう猛毒の化学物質である点です。これは、ベトナム戦争で枯葉剤としてダイオキシンが使われて、そうしてたくさんの犠牲者を生みました。その歴史的にも大問題になった、そういう毒物であるということは明記することが必要だと思います。ということで、ダイオキシンを生成する行為そのものが人類に対する犯罪であるという見方が要るのではないかと、化学の立場から思います。

ということで、もちろんそれを排出しないようにする、排出する者がいれば厳しい規制をかけて監視、監督をするという、これがやっぱり、全人類的な課題だと思います。それで、わが国ではきっちりダイオキシンという特定の物質についての特措法を作って、法律で厳しく基準を定めていると。国の責任、そして、地方自治体の責任、そして、今回問題になっている大栄環境等の事業者の責任についても厳しく定めているわけです。ということで、事業者にとってみると、このダイオキシンに関する法を順守して、そのとおりに行うことが社会的な責務という側面があるということは強調しておきたいと思います。

では、準備書がその内容になっているかということ、読めば読むほど、その事業者に課されている責務を果たしているとは言い難い内容となっております。ということで、この事業計画そのものを認めることはできないという。これは化学の者からの意見です。

それで、具体的に内容として、準備書にある一番のもう一つの大きな問題点。現行施設のガス化改質炉です。これはかなり、現存の装置としてはいい装置なんですけど、それをあえて別のストーカ方式に変えるという計画になっております。現行施設は、1,200度以上という高温で、ダイオキシン

の発生が少ない施設とされています。これは化学的な観点からも評価されていると。これに対して、今計画されているストーカ式焼却炉というのは、現行のものよりも 350 度も処理温度が低い、850 度ということになっております。もちろん、800 度でダイオキシンそのものは分解されるという説もあるわけですが、化学反応自身は常に平行、できたり分解されたりする反応ですので、完全に分解されるという規定自身が学問的には疑わしいと、科学的ではありません。そういう意味で今回、大衆環境が基本にしているこの新しい炉の根拠が、化学的に安全性、ダイオキシンの発生ということに限定しても崩れていくということが言えます。

それで、その中身を見ますと、現行施設はダイオキシン 0.01 ナノグラム、立法メートル当たり。それが、10 倍も緩められて、0.1 になるわけです。それで、変更理由として、準備書の方ではこう書かれています。「現行施設のガス化改質炉は非常に高度な技術を要する施設であるにもかかわらず、維持管理に必要なメーカーからの技術的支援が脆弱化しており、将来的に施設操業が困難となることが予測され、当初の目的である社会インフラの強靱化が見込めない」としております。しかし、そもそもこれは 19 年間の稼働実績があつて、作業のノウハウについても蓄積があるはずですが、それを使ったら当然、より良いガス化炉になるはずなのですが、それを完全に放棄して、メーカーの責任に転嫁をして、自分のところでは技術者の養成をしていないということの裏返しだと思ふのですが、炉を変えざるを得ないというのは、そういう理由にしています。これはまさに、企業の社会的責任を果たすという責務を完全に放棄する許し難い内容になっていると思います。従って、ストーカ方式炉への変更は化学的根拠が薄弱であり、認められるものではないというのが、化学の立場からの結論です。

あと、準備書の方に記載がないんですが、実は、現行の改質炉の段階でも、排ガスのところで濃度のデータが、運営会社のクリーンステージの方から公開されています。

4 年間分が今、手に入ったわけですが、2020 年～2023 年までです。その間に排ガスの濃度が大きく変動しています。もちろん、全ての値は基準を満たしているわけですからオクケーというわけなので、そういうデータなんですけれども、ある年、一番直近の 2023 年 9 月 15 日のデータが、0.0091。環境基準が 0.01 です。それに対してだから、あとちょっと増えたらもう環境基準ぎりぎりになるというデータになっています。従って、もちろん少ない時もあるのですが、年によって大きく 300 倍以上にその値が変化しているわけです。年といっても、ある日に測定するだけです。1 日分、24 時間測定をして集めて、それを検査に出しているということですから、1 年間にたった 1 日しかやっていないわけです。その結果が非常に大きく、測定値自身に 300 倍以上の変動があると。これは何を意味するか、焼却物が同じだったらそんなに変わるものでしょうか。ということから、日によって変わっている可能性がある。ということは、私が事業者だったら、今日は測定があるから、ちょっと出ないものを燃やしておこうという指示をさせます。ということで、やはり、たった 1 日しか測定しないこと自身が大いに問題であると。やはり、ダイオキシンという重大な化学物質については、定期的な測定を、もっと頻度を上げてやっていく必要があるということになります。ということで、その装置よりもさらにもっと悪いものをするということは、とんでもないことになります。

これまでの、いわゆる基準というのが、大気における濃度が基準でした。どれだけの体積にどれだけあるか。ところが、総量規制という考え方からいくと、この事業所は一体どれだけのダイオキ

シンを出すのだろうということを計算する必要があるわけです。それでやってみますと、計画施設は1立法メートル当たり0.1ナノグラムです。施設の運用計画でどれだけの排ガスを出すか分かりますから、その掛け算をすると、出てくるダイオキシンの量が分かります。これは計算しますと、1時間稼働したという時には、 5.7×10^3 ナノグラムのダイオキシンが出てきます。これは環境基準が0.6ピコグラムです。ですので、その割り算をしますと、それだけの環境基準のダイオキシンが出てくるのにどれだけの体積になるかということ、 9.5×10^6 立法メートル、1時間出てくるとなるわけです。それを大気拡散で広げていくわけです。そしたら、それを環境基準まで減らす時には、どれだけの半径の半球の体積が要るかということ、ざっとした計算になりますが、1時間当たりでは、 1.65×10^2 乗、165メートルになります。1時間に発生するダイオキシンの総量を、環境基準を満たすために薄めるためには165メートルの半球。従って、川を越えたらすぐ久井町ですので、久井町の周辺の方のところにはその半球が入ってくるんです。それは1時間ですから、1日営業すればもっと広がります。ということで、そういう基準、絶対量がどうなっているかという規定でいくと、あの地域は非常に危険なことになっている計算が出てくるんです。そういう意味では、非常にこの問題は大きな問題を孕んでいるので、今回の計画書に書かれている以外のところについてもやっぱり検討して、この事業はまず止めるべきだと。現在の案そのものは止めるべきと。そういう声を上げていく必要があるかと思えます。

以上です。

公述人 8

私がお話することは、文章でもこのスライドに皆載せていますので、両方をお願いします。8番、和泉市在住のHといいます。よろしくをお願いします。

主に、この事業の目的と、その目的を達成するための事業の内容とが整合するかどうか、そういう点についてお話をしたいと思えます。

準備書の2ないし4ページには、この事業の目的として、持続可能な社会、大規模自然災害、それから資源循環社会といった、社会の課題の解決に寄与するためと挙げられています。この目的達成のために、施設の高度化や取扱量の増加を図るとして、現行95トンのガス化改質炉を解体、撤去して、220トンのストーカ式燃焼炉に変えて、4,810キロワットの発電を行うという事業内容です。この内容が目的に整合しているのかどうか、3点について準備書を見てみたいと思えます。

1つは、この循環社会、あるいは資源循環にこの事業が寄与するのかどうか。

それから、2点目は持続可能な社会、そのためには環境保全が最も重要な条件ですけれども、この事業の環境保全性はどうか。

それから、3つ目には大規模自然災害の対応とありますので、この事業自身の耐震性、災害耐性、つまり安全性が確保されているのかどうか。この事業で、廃棄物は事業自身でも生じるんですけど、その処分は、同じ事業者が所有する最終処分場を利用するという計画です。なので、災害の耐性と耐震性は、最終処分場も一体に見て考えるべきだと思います。以下、具体的に見ます。

1つ目ですけど、資源循環という面ですけれども、資源循環で最も重要なのは、廃棄物の量そのものを減らすということです。そのためには、再使用とか再生利用とか、そういうことで努力して廃棄物を減らして、それでもどうしてもない時には焼却で処分するということになります。けれ

ども、この220トンで4,810キロワットの発電を行うというのには、発電効率が17%とありますので、入力にすると244万メガジュール。メガジュールはエネルギーの単位ですが、1日当たりそれだけの熱エネルギーが必要です。準備書の表2-4には、この220トンの産廃の種類の内訳が述べられていますけれども、それを基にして推算しますと、この220トンの中の可燃物のほとんど全てを燃やさないで、この熱エネルギーが得られません。つまり、この事業による資源循環はほとんど熱回収のみなのです。ということですので、一番大事な廃棄物の発生量を減らすという意味では、この事業の寄与はほとんど期待できないと思います。そして、燃え殻やばいじんと、それから燃やせない残りの産廃、これは皆最終処分するということですので、結局、最終処分しないといけない廃棄物はかえって増大すると思います。実際、計画を見てみますと、これは現行のガス化改質炉の工程が準備書に載っているんですけど、これを見ると、この右端の方に、処理した後はできるだけ再資源するという工程が述べられています。

一方、今度のストーカ式の焼却炉ですけど、その工程はこんなふうには書かれていて、そういう再資源とか再利用とかいう工程は全然ないです。とにかく燃やして、残ったら最終処分するというプロセスになっています。

次に、2つ目の、環境の保全性の問題ですけども、これは、随分なページ数を使って述べられていますので、その準備書に示されているデータから、大気汚染物質、それから温室効果ガス、そして最終処分する廃棄物、そういうものの量が一体どれぐらい変わるのかということ調べてみました。この表の左の方は準備書に示されているデータですけども、それを基にして、どれぐらい量が増えるのかを私自身が推算したものが、一番右のこの欄です。現行に比べて何倍になるのかということ調べたものです。黄色のところは大気汚染物質、最後は、ダイオキシンのところが40倍になっています。今、公述されていて、皆さん60倍の方が多かったんですけど、実は、この燃焼ガス量は書かれているのが、場所場所で皆、その中の酸素濃度が違うので調整する必要があって、それは、おおよその調整をしますと、こんなふうには、実際でも40倍にもなる。ほかの汚染物質もこんなふうになります。それから、温室効果ガスの燃焼ガス量だと4倍になるし、全体でも1.7倍になります。廃棄物の量は、現在の仕組みのデータは準備書にはないので、比較はしていません。ということで、環境悪化のリスクは増大せざるを得ないと思います。準備書には、拡散モデルで濃度予測をして、濃度は十分広く拡散するので問題ないと言っていますけれども、しかし、最近のWHOなんかの出された大気汚染の指針値を見ますと、現地周辺は今でも大体そのレベルの汚染濃度になっていますので、これ以上の汚染を増やすというのは、現に慎むべき、避けるべきだと思います。こんなふうには汚染物質が色々増える一番の原因は、このストーカ炉を導入して、燃やせるものは皆燃やすという、その意識が一番重要な原因になっています。それが2つ目です。

3つ目の災害対応ですけども、この持続可能な社会のために、今、自然災害対応も必要だということになるんですけども、単に地震だけでなく、洪水とか土砂崩れとかいう考えも必要だと思います。それで、地震に関して言うと、焼却炉などの施設本体に関しては準備書でも触れられています。しかし、地震で強くするためには、この新しい施設は発電なんかも行いますので、全体が配管のネットワークのようになっています。ですので、それ対応の耐震性というものを考える必要があると思います。

それから、それと別にして出てきた燃え殻とかばいじんとか、そういう不燃廃棄物を同じ事業者

が最終処分場を持っていて、そこを使うわけですので、全体を一体に見て耐震性とかを検討する必要があります。しかし、そういう記述が見当たりませんので、ぜひ考えてほしいと思います。

以上をまとめますと、資源回収というのは専ら熱回収事業でして、循環社会の課題である廃棄物の削減というのでは、この事業では期待できません。

それから、環境問題は大気汚染物質や温室効果ガス、最終処分を要する廃棄物など、現行施設と比べて増加します。さらに、石綿には対応できなくなるし、ダイオキシンに対する対策は劣化します。という意味で、環境悪化のリスクはかえって大きくなると思います。

それから、3つ目の耐震施設と災害耐性は極めて重要ですけど、最終処分場も併せて、ぜひその辺の検討を行うべきだと思います。

従って、この新施設では事業の目的の達成は難しいと結論せざるを得ません。主な原因は、繰り返しますが、220 トンのストーカ式燃焼炉で、燃やせるものは皆燃やすという。そして、4,810 キロワットの発電を行うという点に原因しています。準備書によりますと、ガス化改質炉は資源の循環とか、あるいは石綿、ダイオキシンに対する対策という意味では優れています。これと比べれば、新しい施設は高度化というんですけれども、実際は後退と言わざるを得ないと思います。ガス化改質炉は保守点検などで手間がかかるのかもしれませんが、しかし、事業者は19年前、この技術を採用して運用実績を積んできています。ガス化改質炉、あるいはそれと同等の方式を考えて、ぜひそういう代替案を検討すべきではないかと思います。

以上で終わります。

公述人 9

和泉市府中町在住の I と申します。よろしくお願いいいたします。私はあんまり専門的な知識がないもので、あらかじめ用意しておいた原稿を読み上げて公述とさせていただきます。

私は、大栄環境株式会社が計画する「テクノステージ和泉」内における「和泉エネルギープラザ整備事業」に反対です。

理由は、産業廃棄物処理量が、95 トンから1日220 トンへと、約2.3倍化することに対する、生活環境への悪影響および健康への被害が懸念されるからです。特に、施設概要の比較では、ダイオキシン類の濃度が、現在の施設では0.01 ナノグラム以下から、計画の施設では、法令による環境基準値のぎりぎりの0.1 ナノグラムへと、10倍化される計画となっています。これは、コストの軽減を目的に、産業廃棄物の焼却温度を下げるのが原因と思料されますが、これでは施設の改善どころか、施設の改悪にほかなりません。

なお、環境省のホームページの説明によりますと、環境基準とは「維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標」とされています。

環境基準は便宜上設定されたものであって、決して安全基準ではありません。また、環境基準は濃度規制であって、総量規制でもありません。1日24時間、年間320日、毎日220トンもの産業廃棄物の焼却炉から出る排ガスは、想像を絶する量が予想されます。これは、私たちが居住する泉州地域の環境、強いては、健康に関わる大問題であり、とてもではありませんが、賛成するわけにはいきません。

世界的には、ベトナム戦争で使われた枯葉剤の中に含まれていたダイオキシンが問題になり、ア

アメリカやヨーロッパでは、ごみの焼却によってダイオキシンが発生するからと、ごみの処理においては、焼却はなるべく行わない方向に進んでいると聞いています。にもかかわらず、近畿各地から産業廃棄物を集めてきて、わざわざ和泉で燃やす意味が理解できません。産廃処理量の倍化に伴う搬入出時の交通量の増加も、大型トラックの渋滞や排ガスが懸念されます。大栄環境株式会社が焼却炉をスクラップ・アンド・ビルドで施設を改悪の上、巨大化するのは権利なのでしょうか。そんな権利があるのでしょうか。

私はそもそも、生活環境や住民の健康に多大な影響を及ぼすような事業を、営利を目的とする民間企業に委ねること自体が間違いだと思っています。営利を目的とする民間企業には住民の健康を守る義務がないとは思いませんが、国や自治体よりは利益優先で、希薄になることがあると思われまます。新自由主義経済の下、何でも民活がもてはやされる時代ではありますが、もう一度原点に立ち返り、考え直す必要があると思います。焼却炉の稼働中における排ガス濃度の基準値の順守についてもしかりです。不正を否とする行政であれば信頼性は高いと思いますが、民間企業となると不安です。

あれこれ言いましたが、何はともあれ、産業廃棄物焼却施設の改悪事業および当該施設の稼働に伴う排ガスによる生活環境への悪化、健康被害の脅威から、「和泉エネルギープラザ整備事業」に反対します。併せて、このような事業は行政の手で行うべきことを強調して発言を終わります。